

第1章 アメリカ

(参考) 1ドル=87.78円 (2010年期中平均)

1 概観

米国において社会保障が整備されたのは、1930年代の大恐慌期のことである。ルーズベルト大統領のもと、1935年に制定された社会保障法では、年金保険(Social Security)、失業保険の2種類の社会保険のほか、高齢者扶助、視覚障害者扶助、要扶養児童家庭扶助(Aid to Families with Dependent Children : AFDC、以下AFDCと言う。)の3種類の公的扶助や母子保健サービス、肢体不自由児福祉サービス、児童福祉サービスからなる社会福祉サービスが創設された。社会保障法における大きな特長として、年金保険が連邦政府直轄の事業とされたのを除き、失業保険や公的扶助、社会福祉サービスは州政府の事業とされ、連邦政府はガイドラインを提示し、州政府によりそのガイドラインが守られている場合に補助金の交付を受けることができるとされた点が挙げられ、現在でもこの方法が採られている。

その後、1964年のジョンソン大統領の一般教書演説に掲げられた「貧困との戦い」を受け、1964年に食料スタンププログラムが本格実施に移されたほか、1965年には社会保障法の改正によりメディケア及びメディケイドが創設された。その一方で、1960年代以降、AFDCの受給者数、給付費が爆発的に増加し、受給者の自助を促進する試みが1960年代以降行われてきたものの、1994年度までほぼ一貫して伸び続けた。

これを受けて、1993年に就任したクリントン大統領の下では、福祉受給者の就労意欲を促進させる施策が実施され、勤労所得税額控除(Earned Income Tax Credit : EITC)が1993年から1995年にかけて拡大されたほか、1996年に実施された福祉改革においては、AFDCに代わり貧困家庭一時扶助(Temporary Assistance for Needy Families : TANF)が導入された。

このように、米国の社会保障は欧州諸国と比較して、

基本的には自助の精神に基づく制度となっている。例えば、医療保険については国民一般を広くカバーする制度はない。また、連邦レベルで整備されている生活保障制度としては、食費に対する支援である補足的栄養支援(Supplemental Nutrition Assistance Program : SNAP)、子供がいる世帯のみに対する生活支援である貧困家庭一時扶助(TANF)及び高齢者、障害者に対する所得保障である補足的所得保障(Supplement Security Income : SSI)のみで、現金を給付する一般的な制度はない。住宅の家賃補助である住宅選択バウチャー(Housing Choice Vouchers)及び冷暖房費に対する補助である低所得者向けエネルギー補助(Low Income Home Energy Assistance Program : LIHEAP)もあるが、いずれも予算の範囲内での給付とされている。

また、失業保険についても、景気後退期の一時的な措置が実施されていない場合には、給付期間は一般的に半年程度とされている。これは、これまで欧州諸国と比較して米国は労働市場の柔軟性が高く、長期間失業する者が欧州諸国とは異なり低水準であったことが背景にある。しかしながら、2008年の金融危機前に始まった景気後退局面(2007年12月～)及び回復局面においては、失業率が上昇しただけでなく、長期間(27週間以上)の失業者の失業者全体に占める割合が4割以上と、1930年代の大恐慌期以来といわれる水準にまで上昇している。これには、雇用のミスマッチや、失業者が住居の担保割れにより引越をしたくてもできないことなどが経済学者などから指摘されている。

こうした状況を受け2009年に就任したオバマ大統領のもと、扶助制度の充実が図られたが、就任後1年以上経過しても雇用情勢が回復していないこと、その一方で連邦政府の財政赤字が膨らんでいる、連邦政府の肥大化を招いているなどとして野党共和党、あるいは

- 1) 補足的所得保障(SSi)とは、連邦政府により65歳以上の高齢者又は障害者のうち資産及び所得に関する条件を満たす者に対して行われる給付。補足的所得保障(SSi)については、281ページ定例報告第3章アメリカ4を参照のこと。
- 2) オバマ政権発足後に始まった保守派の草の根市民運動で、「小さな政府」を志向している。なお、茶会という名称は米国独立運動の過程で英国の重税に対する反対活動として起こった1773年の「ボストン茶会事件(Boston Tea Party)」に由来する。

草の根運動である茶会 (tea party)²⁾の反発も強くなり、この結果、2010年の中間選挙においては共和党が下院で過半数を獲得したほか、上院でも大きく勢力を伸ばした。

米国の失業保険、公的扶助制度の大きな特長として、州の役割が大きい点が挙げられる。連邦レベルで一様に給付条件が決められている勤労所得税額控除 (EITC)、雇用機会税控除 (Work Opportunity Tax

Credit : WOTC) のような例外があるものの、他のほとんどの制度においては、失業保険や貧困家庭一時扶助 (TANF) のように、連邦レベルでは一般的な枠組みのみを定め、具体的な給付要件や給付額は州に委ねられることが多い。また給付額は一律に定められているものの、補足的栄養支援 (SNAP) のように州に給付要件の一部緩和を認めるという場合もある。

2 失業等の状況

(1) 失業率の推移

〈表1-2-1〉失業率の推移

(%)										
	計	男性	女性	16～19歳	20～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上
2000年	4.0	3.9	4.1	13.1	7.1	3.7	3.0	2.5	2.5	3.1
2001年	4.7	4.8	4.7	14.7	8.3	4.6	3.6	3.1	3.1	3.0
2002年	5.8	5.9	5.6	16.5	9.7	5.9	4.6	4.0	3.9	3.6
2003年	6.0	6.3	5.7	17.5	10.0	6.1	4.9	4.1	4.1	3.8
2004年	5.5	5.6	5.4	17.0	9.4	5.5	4.4	3.8	3.8	3.6
2005年	5.1	5.1	5.1	16.6	8.8	5.1	3.9	3.5	3.3	3.5
2006年	4.6	4.6	4.6	15.4	8.2	4.7	3.6	3.1	3.0	2.9
2007年	4.6	4.7	4.5	15.7	8.2	4.7	3.4	3.2	3.1	3.3
2008年	5.8	6.1	5.4	18.7	10.2	5.8	4.6	4.1	3.7	4.2
2009年	9.3	10.3	8.1	24.3	14.7	9.9	7.9	7.2	6.6	6.4

資料出所 労働省労働統計局 "Labor Force Statistics from the Current Population Survey"

(2) 失業者数の推移

〈表1-2-2〉失業者数の推移

(千人)										
	計	男性	女性	16～19歳	20～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上
2000年	5,692	2,975	2,717	1,093	1,025	1,168	1,141	749	347	131
2001年	6,801	3,690	3,111	1,187	1,203	1,447	1,359	972	446	129
2002年	8,378	4,597	3,781	1,253	1,430	1,890	1,691	1,315	635	163
2003年	8,774	4,906	3,868	1,251	1,495	1,960	1,815	1,356	713	183
2004年	8,149	4,456	3,694	1,208	1,431	1,784	1,578	1,288	682	179
2005年	7,591	4,059	3,531	1,186	1,335	1,661	1,400	1,195	630	184
2006年	7,001	3,753	3,247	1,119	1,234	1,521	1,279	1,094	595	159
2007年	7,078	3,382	3,196	1,101	1,241	1,544	1,225	1,135	642	190
2008年	8,924	5,033	3,891	1,285	1,545	1,949	1,604	1,473	803	264
2009年	14,265	8,453	5,811	1,552	2,207	3,284	2,722	2,592	1,487	421

資料出所 労働省労働統計局 "Labor Force Statistics from the Current Population Survey"

(3) 失業者の失業期間別構成比の推移

〈表1-2-3〉失業者の失業期間別構成比の推移

(%)

	合計	失業期間別				
		5週間未満	5～14週間	15～26週間	27週間以上	52週間以上
2000年	100.0	45.0	31.9	11.8	11.4	6.0
2001年	100.0	42.0	32.3	14.0	11.8	6.1
2002年	100.0	34.5	30.8	16.3	18.3	8.5
2003年	100.0	31.7	29.8	16.4	22.1	11.8
2004年	100.0	33.1	29.2	15.9	21.8	12.7
2005年	100.0	35.1	30.4	14.9	19.6	11.7
2006年	100.0	37.3	30.3	14.7	17.6	10.0
2007年	100.0	35.9	31.5	15.0	17.6	9.9
2008年	100.0	32.8	31.4	16.0	19.7	10.6
2009年	100.0	22.2	26.8	19.5	31.5	16.3

資料出所 労働省労働統計局 "Labor Force Statistics from the Current Population Survey"

(4) 失業給付等受給者数の推移

後述の3に記載の各制度（公表された統計があるもののみ。）に係る受給者数は以下のとおりである。（各制度の詳細については、後述の3の各項目を参照のこと。）

a 失業保険給付受給者数

〈表1-2-4〉失業保険給付受給者数

(千人)

	プログラム全体(注2)		
	受給失業者 (注3)	州のプログラム	
		受給失業者 (注3)	新規受給者
2000年	2,143	2,110	301
2001年	3,012	2,974	404
2002年	4,453	3,585	407
2003年	4,400	3,531	404
2004年	3,103	2,950	345
2005年	2,709	2,661	328
2006年	2,521	2,476	313
2007年	2,612	2,572	324
2008年	3,898	3,306	424
2009年	8,943	5,724	565

資料出所 大統領経済諮問委員会 "2010 Economic Report of the President"

(注1) 2009年の値は速報値。

(注2) 次のプログラム対象の人々を含む：州失業保険制度、連邦職員失業保険制度 (UCFE)、退役軍人失業補償 (UCX: Unemployment Compensation for Ex-Servicemembers)、ならびに連邦と州の延長給付プログラム。またEUC2008 (2008～2009年)、延長給付を含む。

(注3) 受給中の人数。

3) <http://www.doleta.gov/tradeact/TAA/ParticipationNum.cfm>4) <http://www.fns.usda.gov/pd/SNAPmain.htm>

b 貿易調整支援受給者数

〈表1-2-5〉貿易調整支援受給者数

(人)

	対象労働者数	貿易再調整手当 (TRA)	訓練新規 受講者数	代替的貿易調整 支援 (ATAA)
		新規受給者数		新規受給者数
2003会計年度	197,748	43,857	43,672	17,090
2004会計年度	149,710	81,248	50,929	24,366
2005会計年度	118,022	55,206	38,207	29,466
2006会計年度	119,636	53,491	37,426	19,054
2007会計年度	147,028	47,048	49,339	14,371
2008会計年度	126,606	42,028	37,753	13,318

資料出所 労働省雇用訓練局 TAA Participation Counts³⁾

(注1) 会計年度の数値は前年10月～当年9月までの平均。

(注2) 2009年改正により、代替的貿易調整支援は2009年5月18日以降に申請され、認定を受けた集団の労働者に関しては再雇用貿易調整支援 (Reemployment Trade Adjustment Assistance: RTAA) に置き換わっている。

(注3) 貿易調整支援については22ページ3(2)参照のこと。

c 補足的栄養支援事業(SNAP)受給者数

〈表1-2-6〉補足的栄養支援事業(SNAP)受給者数

(千人)

	受給者数
2000会計年度	17,194
2001会計年度	17,318
2002会計年度	19,096
2003会計年度	21,259
2004会計年度	23,858
2005会計年度	25,718
2006会計年度	26,549
2007会計年度	26,316
2008会計年度	28,223
2009会計年度	33,490
2010会計年度	40,302

資料出所 農務省食料栄養局 "FNS Program Data-SNAP"⁴⁾

(注1) 会計年度の数値は前年10月～当年9月までの平均。

(注2) 2008年9月以前は食料スタンプ(Food Stamp)の受給者数。

(注3) 2010会計年度の値は速報値。

(注4) 補足的栄養支援及び食料スタンプについては24ページ3(3)参照のこと。

d 貧困家庭一時扶助(TANF)プログラム受給者数

〈表1-2-7〉 貧困家庭一時扶助(TANF)プログラム受給者数

(世帯、人)

	TANFプログラム及び州政府の維持努力(MOE)支出によるプログラム			
	うちTANFプログラム			
	受給世帯数	受給者数	受給世帯数	受給者数
2000年	2,302,780	6,143,156	2,215,388	5,778,034
2001年	2,191,506	5,716,797	2,103,852	5,359,180
2002年	2,187,158	5,609,012	2,048,204	5,069,010
2003年	2,180,075	5,489,786	2,023,778	4,928,878
2004年	2,153,066	5,341,859	1,978,512	4,748,011
2005年	2,060,282	5,025,650	1,893,617	4,468,966
2006年	1,905,785	4,577,114	1,776,520	4,148,498
2007年	1,729,529	4,074,968	1,673,255	3,896,171
2008年	1,700,249	4,001,330	1,633,011	3,795,007
2009年	1,838,169	4,367,414	1,769,119	4,154,366

資料出所 保健福祉省児童家庭局 “TANF-Data and Reports”⁵⁾

- (注1) 2009年の値は速報値。
- (注2) 州政府の維持努力(Maintenance of Effort : MOE)支出(維持努力支出とは、州政府が貧困家庭一時扶助(TANF)包括交付金を受けるため義務づけられている支出。
- (注3) 貧困家庭一時扶助については27ページ3(4)参照のこと。

e メディケイド(Medicaid)受給者数

〈表1-2-8〉 メディケイド(Medicaid)受給者数

(千人)

	加入者数
2000年	29,533
2001年	31,601
2002年	33,246
2003年	35,647
2004年	37,955
2005年	38,104
2006年	38,281
2007年	39,554
2008年	42,461
2009年	47,758

資料出所 商務省センサス局 “Income, Poverty, and Health Insurance Coverage in the United States : 2009”⁶⁾

- (注1) 翌年3月に実施した統計調査による数値である。
- (注2) 加入者数には児童医療保険プログラムの加入者数を含む。
- (注3) メディケイド・児童医療保険プログラムについては33ページ3(5)a参照のこと。

(参考) 人口及び労働力人口

〈表1-2-9〉 人口及び労働力人口

(千人)

	人口		労働力人口 (16歳以上)
	16歳以上人口	15~64歳人口	
2000年	217,811	186,798	142,583
2001年	220,447	189,195	143,734
2002年	222,968	191,469	144,863
2003年	225,282	193,493	146,510
2004年	227,822	195,770	147,401
2005年	230,411	198,096	149,320
2006年	233,247	200,364	151,428
2007年	236,016	202,418	153,124
2008年	238,597	204,005	154,287
2009年	240,990	205,553	154,142

資料出所 人口：商務省センサス局 “Population Estimates”

労働力人口：労働省労働統計局 “Labor Force Statistics from the Current Population Survey”

- (注) 人口は各年7月1日時点の推計値、労働力人口は各年における平均値。

3 失業等の場合における生活保障制度 ……………

米国における生活保障制度は州の権限が大きい点が特長である。また、医療分野において広く国民一般をカバーする制度がないことから、医療分野での扶助があることも特長の一つといえる。⁷⁾

(1) 失業保険

a 制度の概要

連邦失業税法 (Federal Unemployment Tax Act) で定められた制度の適用範囲の下、各州が同法で定められた一定の要件に基づいて独自のプログラムを管理運営している。制度の主要な目的は、①非自発的失業者に対する一時的所得保障②景気後退期における経済の安定確保であり、やむを得ない理由なき自発的失業者に対する給付は通常行われない。制度の実態は、各州のそれぞれ独立したプログラムの集合体であるが、連邦政府が定めた大枠に沿っていることもあり、給付の対象者、給付期間、給付額等の基本的な項目については、各州最低限の水準は確保されている。なお、連邦政府職員、軍人、鉄道従業員については連邦政府が運営する失業保険制度の適用を受ける。⁸⁾

5) <http://www.acf.hhs.gov/programs/ofa/data-reports/index.htm>

6) <http://www.census.gov/prod/2010pubs/p60-238.pdf>

7) 2010年3月に可決された医療制度改革により個人に対し医療保険加入が義務化されたものの、国民一般を広くカバーする制度は創設されていない。(詳細については279ページ定例報告第3章アメリカ2(3)を参照のこと。)

8) 連邦政府職員については連邦文官失業保険(Unemployment Compensation for Federal Civilian Employees : UCFE)、軍人については退役軍人失業保険(Unemployment Compensation for Ex-Service Members : UCX)、鉄道従業員については鉄道退職者委員会(Railroad Retirement Board)が運営する失業保険制度の適用を受ける。

b 根拠法令

連邦失業税法 (Federal Unemployment Tax Act) 及び社会保障法 (Social Security Act) 第3編、第9編及び第12編である。連邦失業税法は制度の適用範囲を定め、各州のプログラムに一定の要件を課すが、受給資格、欠格条項、給付額、支給期間等制度の具体的詳細については州が決定する。また社会保障法は、各州への連邦補助金等に関する規定を定めている。

c 管理運営主体

州政府が主体となって運営し、連邦労働省雇用訓練局 (Employment and Training Administration) が監督をしている。給付に係る申請は、インターネットや電話で行うのが一般的だが、多くの州では、ワンストップ・キャリア・センター⁹⁾でも申請が可能である。

d 財源

事業主負担の連邦失業保険税 (Federal Unemployment Insurance Tax) 及び各州の失業保険税 (アラスカ、ニュージャージー、ペンシルベニアの3州のみ本人負担がある。)。各州の失業保険税は通常行われる26週の (本来の) 失業給付の財源として、連邦失業保険税は給付期間延長に係る給付の財源¹⁰⁾、各州の失業保険制度の監督事務経費及び州の失業給付に関わる貸付の財源として用いられている。

連邦失業保険税は、各暦年における年間賃金のうち7,000ドルを超えない部分の6.2%とされている。ただし、州の失業保険税を期日までに納めている場合には¹¹⁾ (適用される州の失業保険税率に関わらず) 5.4%分が控除され¹²⁾、0.8%となる。失業保険税の全米平均

税率は、2010年会計年度 (2009年10月～2010年9月) において、課税対象賃金の2.82%、賃金総額の0.83%である。

各州の失業保険税率は州ごとに異なり、また、雇業者給付実績、レイオフ実績等に応じて事業所ごとに異なる。また、課税対象となる賃金¹³⁾の上限も各州により異なる (年7,000～36,800ドル)。なお、各州は個別に州失業保険税を財源とした失業保険基金を設けており、失業給付が増加した際も給付できるようにしている。失業保険基金が枯渇した場合には連邦政府から借り入れることとなる。¹⁴⁾

e 制度の対象者

連邦失業保険税の対象となる事業主は①当該年又は前年のいずれかの四半期に合計1,500ドル以上の賃金を支払ったか、又は②1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主である。ただし、農業においては①当該年又は前年のいずれかの四半期に合計20,000ドル以上の賃金を支払ったか、又は②10人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主である。なお、連邦・州・地方政府で働く者、外国政府・国際機関で働く者、一部の非営利団体、インディアンの部族等は対象外とされている。

州の失業保険制度は、州・地方政府で働く者、一部の非営利団体、インディアンの部族を対象とすることを義務づけられている¹⁵⁾。この他には連邦法上での規定はないが、連邦失業保険税の対象となる者はdで述べたように州の失業保険税を支払うことで連邦失業保険税の5.4%分が控除されるため、多くの州では連邦失業保険税を納める事業主は州の失業保険制度の対象事

9) ワンストップ・キャリア・センターの詳細については、146ページ定例報告第2章アメリカ2(2)を参照のこと。

10) 具体的には延長給付 (Extended Benefits) の50%は連邦政府が負担 (残り50%は州が負担。ただし、2009年2月に成立した2009年米国再生再投資法 (American Recovery and Reinvestment Act of 2009) 及びその後の延長措置により2012年1月4日までの時限措置で連邦政府が100%負担)、EUC 2008 (16ページ3(1)gを参照。) は連邦政府が100%負担。

11) 例えば、一部の州では役員は適用除外とされており、州失業保険税は徴収されないこととなっているが、連邦失業保険税は役員に対しても適用対象となっており、これらの者の7,000ドルまでの賃金に対しては6.2%の連邦失業保険税が徴収される。(http://workforcesecurity.doleta.gov/unemploy/pdf/uilawcompar/2010/coverage.pdfの11ページ目を参照のこと。)

12) 連邦失業税法Sec.3304で定められる労働長官が認可する州失業保険プログラムに関する保険税は、州の失業保険税の適用税率が5.4%のいずれか低いほうまでが連邦失業保険税の控除対象となる。また、同法Sec.3303で定められた算定法を満たす場合には、実際の州失業保険税の適用税率に関わらず最大5.4%までが連邦失業保険税の控除対象となる。

13) 州によっては、労働者に対する食事等の現物支給を賃金に含めている場合もある。

14) 連邦政府からの借入れは通常年利3.9%であるが、2010年末までは無利子となっている。なお、返済の際には、利子部分は州失業保険税及び州失業保険基金から支出できないこととされている。(社会保障法 Sec.1202(b)(5))

15) 連邦失業税法Sec.3304(a)(6)及び3309。

業主とされている。

対象となる労働者は失業保険税を支払っている事業主に雇われている者で、大部分の州で役員も含む。入職時の「被保険者」届出等は特になく、受給要件に事後的に該当すれば受給できる。

f 受給要件

特に連邦法による定めはないが、各州とも

- ① 離職前の一定期間内に一定の雇用期間及び給与所得があること
- ② 求職の能力及び意欲があること

を要件としている（詳細は州によって異なる。）。また各州とも離職理由が懲戒解雇又は正当な理由がない自己都合による場合には、受給資格がなくなるか、あるいは受給までの待機期間が設けられている。

なお、通常は受給要件として直ちに職に就ける状態にあることが求められるが、州の認定を受けた職業訓練プログラムであれば、プログラムを受講しながら失業保険を受給することができる。詳しくは50ページ5(8)を参照のこと。

g 給付内容

失業給付のみ（州によっては扶養者増額あり）で所得税が課税される¹⁶⁾。給付水準は州ごとに異なるが、多くの州で州失業保険税の課税対象となった週当たり賃金の平均の5割程度の額とされており、最低額及び最高額の定めがある（週5ドル～629ドル（扶養者増額込みでは最大で943ドル）程度¹⁷⁾）。待機期間は州により

異なり、0～1週間である。なお、2009年2月に成立した2009年米国再生再投資法（American Recovery and Reinvestment Act of 2009）により2010年5月31日までに終了する週¹⁸⁾までに新規受給を開始した者に対しては週25ドルが追加給付されており、2010年12月7日までに開始する週¹⁹⁾まで給付される。²⁰⁾

支給期間は特に連邦法上での定めはなく、州ごとに異なるが、大部分の州で26週を上限としている。ただし、失業率が高い場合には州法に基づき延長給付（extended benefits）が13週間又は20週間追加で支給されることとされている。²¹⁾ また、2012年1月3日までの時限措置²²⁾として連邦政府による経済対策の一環として緊急失業補償（Emergency Unemployment Compensation 2008、以下「EUC 2008」と言う。）として給付が行われており、延長に必要な連邦政府補助の受入れ判断をした州では、州の失業率の水準等により、下記の表のように最長で99週まで給付されることとされている。なお、延長給付はEUC 2008が受けられる者の場合、EUC 2008による給付期間を使い果たした後に支払われる。

〈表1-2-10〉失業保険の給付期間

	最低	州の状況に応じた追加措置	
既存の給付			
本来給付	26週		
延長給付 (Extended Benefits)		13週又は20週	
2008年緊急失業補償 [EUC(Emergency Unemployment Compensation) 2008]			
2008年6月の措置	13週		
2008年11月の措置	7週	13週 (失業率が6%超の州に限る)	
2009年11月の措置	14週	6週 (失業率が8.5%超の州に限る)	最大
計	60週	39週	99週

■ 16) 2009年2月に成立した2009年米国再生再投資法により2009年みの措置として、最初の2400ドルに対しては連邦所得税の課税対象外とされた。
 ■ 17) 連邦労働省資料“Comparison of State Unemployment Laws”, 2010による。(http://workforcesecurity.doleta.gov/unemploy/comparison2010.asp)のMonetary Entitlement 3-10～3-12を参照。最低はハワイ州の場合、最高はマサチューセッツ州の場合である。
 ■ 18) 週は日曜に始まり土曜に終わる（ニューヨーク州では月曜に始まり日曜に終わる）とされているので、実際には5月29日（ニューヨーク州では5月30日）までに開始した者を対象とする。
 ■ 19) 実際には12月11日（ニューヨーク州では12月12日）。
 ■ 20) この措置は当初2010年1月1日までに新規受給を開始した者を対象として、2010年6月30日までの措置とされていたが(Assistance for Unemployed Workers and Struggling Families Act Sec. 2002(e))、2009年12月に成立した2010年防衛総省歳出法(The Department of Defense Appropriations Act, 2010)、2010年3月に成立した2010年一時的延長法(Temporary Extension Act of 2010)、2010年4月に成立した2010年継続的延長法(Continuing Extension Act of 2010)により延長されている。
 ■ 21) 延長給付は失業率が高い状況下において失業給付期間が終了した失業者に対して支払われる給付であり、延長給付の支給が行われる条件は州が各自で設定している。通常は13週であるが、失業率が特に高い場合には更に7週追加給付を行い、20週給付を行っている州もある。
 ■ 22) 2008年6月に成立した2008年補正歳出法(Supplemental Appropriations Act, 2008)では2009年3月31日までの措置とされていた。その後2009年2月に成立した2009年米国再生再投資法により2009年12月31日まで延長、2009年12月に成立した2010年防衛総省歳出法により2010年2月28日まで再延長、2010年3月に成立した2010年一時的延長法により2010年4月5日まで再延長、2010年4月に成立した2010年継続的延長法により2010年6月2日まで再延長、2010年7月に成立した2010年失業給付延長法(Unemployment Compensation Extension Act of 2010)により2010年11月30日まで再延長、2010年12月に成立した2010年減税・失業保険再授權・雇用創出法(The Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010)により2012年1月3日まで再延長。

なお、現在居住している州と異なる州で働いていた場合には、働いていた州（すなわち失業保険税が納税されていた州）に対し、受給申請を行い²³⁾、働いていた州の規定に基づき支給されることになる。²⁴⁾ 全ての州間で、このような州をまたいだ失業保険給付をスムーズにするための協定計画（Interstate benefit payment plan）が結ばれており、これに基づき各州の規定などが定められ、失業保険を支払う州（liable state）に代わって、受付や求職活動の確認などの業務を失業者が居住する州（agent state）が代行するなどの措置が採られている。²⁵⁾ 多くの州は州外居住者の申請者用に別の電話窓口を開設している。ただし、延長給付に関しては、受給者の居住州で延長給付が実施されていない場合には延長給付は2週間以上給付してはならないこと

が連邦規則にて定められている。²⁶⁾ なお、EUC 2008においては支払う州の失業率に応じて支給期間が定められる。

また、複数の州における失業保険税の納税実績に基づいて給付申請をすることが可能である。²⁷⁾ この場合には受給申請先の州の制度に基づき、各州における失業保険税納付実績に応じて給付される。²⁸⁾

h 給付実績

2010年5月29日までの1週間において、4,187,580人が各州により26週の本来給付を、また、4,798,099人がEUC 2008による給付を、496,869人が延長給付を受け取っている。（資料出所：連邦労働省雇用訓練局“UI Weekly Claims”²⁹⁾）

1 ニュージャージー州における失業保険制度

(1) 管理運営主体

労働・労働力開発局（Department of Labor and Workforce Development）が管理運営する。

(2) 対象労働者

基本的に全ての労働者を対象とする（連邦政府職員などは除く）。対象とならない者としては、

- 独立事業者（independent contractor）
- 自営業者の家族従業員（配偶者・両親・18歳未満の子供である者）
- 保険・投資信託・不動産の代理人、仲介人（ただし賃金が完全に成果主義である場合に限る）
- 病院で働く研修中の看護師、研修医（1年目に限る）、患者

- 学校内で働く学生

等であり、これらに該当しない場合は一時的な労働や、パートタイム労働であっても対象である。

(3) 保険税

他の多くの州とは異なり、本人負担がある。

労働者本人に対する失業保険税は課税対象賃金（2010年は年29,700ドル³⁰⁾を上限とし、食事などの現物支給を含む。）の0.3825%である。この他に、労働力投資パートナーシップ（Workforce Development Partnership）・補足的労働力投資（Supplemental Workforce）を目的として0.0425%が徴収される。³¹⁾

事業主に対する保険税率は当該事業主を解雇された者に対する失業保険給付実績³²⁾、失業保険税の納

■ 23) 連邦失業税法Sec.3004において、州の失業保険制度が労働長官の認可を得る条件として、他の州に居住していることを事由として失業給付を拒否又は減額してはならない、という項目がある。

■ 24) 仮に給付条件が居住している州のほうが良かったとしても、給付はあくまで保険税が納税された州の制度に基づいて決められる。

■ 25) このような手続きは煩雑であるため、受給者がA州からB州に通勤していた場合で、引き続きB州で就労したいとしている場合には、この協定に基づかないで、B州居住者と同様に取り扱うこともできるとされている。例えば、ニューヨーク州はニュージャージー州北部6郡の居住者に対してはニューヨーク州居住者と同様の扱いを採っている。

■ 26) 連邦規則集 Title 20 Sec.615.9(c)。また、居住州で延長給付が実施されていても、失業保険の支払州が実施していなければ延長給付は支払われない。

■ 27) 連邦規則集 Title 20 Part 616。

■ 28) 以上で見られるように、米国では申請する州によって給付が異なってくる。失業保険税の納税実績が1つの州のみであれば選択の余地がないので問題にならないが、複数の州で納付実績がある場合、申請は納税実績のあった州であればどこでも申請可能で、他州での納税実績も通算して処理されるため、申請先により給付内容が異なるなどの問題が生じる。

■ 29) 連邦労働省雇用訓練局ホームページ（<http://workforsecURITY.doleta.gov/unemploy/index.asp>）参照。

■ 30) 州平均賃金の28週間分とされており、毎年変更される。

■ 31) いずれもニュージャージー州のワンストップ・キャリア・センター（詳しくは146ページ定例報告第2章アメリカ2(2)を参照のこと。）で提供される職業訓練プログラムの財源として使われる。

税状況、州の失業保険基金の財政状況により決まり、課税対象賃金の0.4%~5.4%（2009年7月~2010年6月の税率、労働力投資パートナーシップ（Workforce Development Partnership）・補足的労働力投資（Supplemental Workforce）を目的として徴収される0.118%を含む）の範囲で定められる。なお、新規適用事業主は2.8%である。失業保険税は課税対象賃金に税率を掛けたものとなる。

失業保険税の州平均税率は、2010年会計年度（2009年10月~2010年9月）において、課税対象賃金の2.41%、賃金総額の1.05%である。

(4) 連邦法に基づく失業保険給付

a 失業保険受給要件

失業保険の受給には、以下の全ての要件を満たす必要がある。

- 直近5四半期の最初の4四半期³³⁾の算定期間（base period）において、延べ20週間、毎週州の最低時給の20倍（2010年においては145ドル）以上の賃金を得たか、算定期間内に最低時給の1000倍の額を100ドル単位で切り上げた額（2010年においては7,300ドル）以上の賃金を得ていること。なお、条件を満たさない場合には、直近4四半期を算定期間として申請することができ、これでも条件を満たさない場合、直近3四半期の開始日から申請日を算定期間として申請することができる。³⁴⁾
- 完全、又は部分的に失業していること。
- フルタイムの学生でないこと。ただし、①就職活動の一環として当局から認められた訓練の一環として学業に従事している場合、②休暇期間以外で学生をしながら働いていた場合には給付される。
- 職に就くことができ、就く意志があること。当局

から認可を受けて職業訓練を受けている場合も就職の意思があるとみなされる。

良い理由無き（without good cause）自発的な離職、職業上の違法行為に伴う解雇である場合には給付がなされない場合や、待機期間が設けられる場合がある。

b 給付額

算定期間における週当たり平均賃金の60%が支給される。³⁵⁾

扶養者給付として、配偶者（又はパートナー）、未婚の19歳未満（教育機関に通学している場合には22歳未満）の子が就業していない場合で、配偶者（又はパートナー）が就業していない場合には、最初の1人について本来給付額の7%、2人目、3人目に対しては本来給付額の4%が給付される。ただし、配偶者（又はパートナー）も失業給付を受けている場合にはどちらか1人のみが扶養者給付を受ける事ができる。

給付上限額として州の週当たり平均賃金の17/30³⁶⁾（2010年においては週600ドル）が定められており、上記で計算した本来給付・扶養者給付の総額が上回った場合には週600ドルが給付される。

待機期間は原則としてなし。

なお、給付期間中にパートタイム³⁷⁾で就労した場合には、就労所得が給付額の20%を超えるまでは給付が削減されない。

c 給付期間

通常は算定期間において就労した週単位の期間か26週のいずれか短い期間を上限として支給される。

ただし、州における失業率が高い場合には州が定め

■ 32) 各事業主に対し、みなし失業保険口座を設ける。失業保険税の納入を収入、事業主が支払った賃金に基づく失業保険給付を支出とし、その口座の残高を過去3年度ないし5年度間の事業主の総課税対象賃金の平均額のいずれか高いほうの額で割ったものを準備率とし、その準備率を用いて保険料を定めている。

■ 33) 例えば、2010年5月に失業保険を申請した場合には、2009年1月~12月を算定期間とする。

■ 34) 2010年5月17日に失業保険を申請した場合で、2009年1月~12月を算定期間とした場合条件を満たさなければ、2009年4月~2010年3月を算定期間として受給資格の有無を確認し、これでも満たさない場合には2009年7月~2010年5月17日を算定期間として受給資格の有無を確認する。

■ 35) なお、2009年アメリカ再生再投資法に基づく暫定措置として2010年5月31日までに終わる週までに受給を開始した者に対し、2010年12月7日までに開始する週まで連邦政府から週25ドルの追加給付が支給されている。なお、この財源は連邦政府の一般会計から支出され（<http://www.dol.gov/opa/media/press/eta/ETA20090196.htm>）、上限額を超えた給付が行われている。

■ 36) 法律上では56%。

■ 37) その職種での通常労働時間の80%までの労働時間の場合をいう。

る基準に基づき延長給付 (extended benefits) として13週間又は20週間給付期間が延長されることとされており、同規定に基づき現在20週追加で支給されている。またEUC 2008により³⁸⁾ 53週間追加で給付され、合計で99週間まで給付される。

d 給付に際しての手続き

新規の給付申請の際にはインターネット (年中無休) 又は電話 (祝日を除く月曜から金曜) から申請が可能である。また、翌週以降は毎週インターネット (祝日を含む月曜から金曜の7:00~18:00) 又は電話 (月曜から金曜の7:00~18:00) から申請を行うことで毎週給付が行われる。(給付を受ける際には毎週申請を行わなければいけない。)

(5) ニュージャージー州における独自の失業保険給付

ニュージャージー州では自営業開業支援プログラムによる支援などが失業保険給付の対象となっている。詳細は50ページ5(8)のコラムを参照のこと。

2 ノースカロライナ州における失業保険制度

(1) 管理運営主体

ノースカロライナ州雇用保障委員会 (The Employment Security Commission of North Carolina) が管理運営する。

(2) 対象労働者

基本的に全ての労働者を対象とする (連邦政府職員などは除く)。対象とならない者としては、

- 独立事業者 (independent contractor)
- 自営業者の家族従業員 (配偶者・両親・21歳未満の子供)
- 教会で働く者
- 公的あるいは非営利の学校の生徒で学業と職業体験を融合させたカリキュラムの一環として働いている者

- 州の刑務所から労働釈放³⁹⁾を受けて働いている者
- 不動産・保険・証券のエージェント・ブローカー
- 10米トン (=9.07 t) 未満の漁船労働者及び通常10人乗り未満の漁船で水揚げした魚等を山分けする乗組員

であり、これらに該当しない場合は一時的な労働や、パートタイム労働であっても対象である。

(3) 保険税

保険税は全額事業主負担で、保険税率は各年8月~7月の過去3年度間に当該事業主を解雇された者に対する失業保険給付実績、従業員数、納税状況により毎年8月に算定され、課税対象賃金 (2010年においては従業員1人当たり年19,700ドルを上限とする) の0.00%~6.84%の範囲で定められる。ただし、7月31日までの1年間に当該事業主を解雇された等で失業保険が用いられた場合には、税率が標準税率1.2%を下回ることはない。

なお、州の失業保険基金の残高が前年の課税対象賃金総額の1.95%を超えている場合50%保険税が軽減される。一方、基金が16,334.9万ドルを下回っている場合には州基金税として州失業保険税額の20%が追加徴収される。

失業保険税の州平均税率は、2010年会計年度 (2009年10月~2010年9月) において、課税対象賃金の1.51%、賃金総額の0.64%である。

(4) 連邦法に基づく失業保険給付

a 失業保険受給要件

失業保険の受給には、以下の全ての要件を満たす必要がある。

- 直近5四半期の最初の4四半期⁴⁰⁾の算定期間 (base period) のうち、最低2四半期において就業し、賃金を受け取っていた者で、上記4四半期の賃金総額が州平均の週当たり課税対象賃金の6倍を超えている者。なお、条件を満たさない場合には、直近4四半期を算定期間として申請すること

■ 38) 2010年12月現在2012年1月3日までの措置とされている。

■ 39) 労働釈放とは、受刑者をフルタイムの労働に従事させる更正制度のことである。

■ 40) 例えば、2010年5月に失業保険を申請した場合には、2009年1月~12月を算定期間とする。

ができる。

- 州雇用保障委員会 (Employment Security Commission) に求職登録を行い、受給期間中積極的に求職活動を行うこと。当局から認可を受けた職業訓練を受けている場合はこの限りでない。

なお、下記 b で算出した週給付額が15ドルを下回る場合には受給権が発生しない。また自発的失業者、懲戒解雇、求人先に紹介されるのを拒否した場合、就職や訓練を拒否した場合には支給が停止される場合がある。

b 給付額

算定期間のうち最も賃金が高い四半期賃金を26で割って、ドル未満の端数を切り捨てた額。⁴¹⁾

待機期間は原則として1週間だが、当該業種において大規模災難 (major industrial disasters) が起きた場合には0週間になる場合がある。

なお、失業保険以外の所得 (社会保障年金 (Social Security) からの給付を除く) が控除額 (算定期間のうち最も高い四半期賃金を13で割った額の10%、ドル未満の端数切り捨て) を上回った場合には、控除額を上回った分、失業給付が減額される。例えば、算定期間のうち最も高い四半期賃金が3,639.38ドルの失業者の場合には、給付額は $3639.38 \div 26 = 139.97$ より、139ドルとなる。また、 $3639.38 \div 13 \times 0.1 = 27.99$ より、週27ドル以上失業保険以外の所得がある場合に失業給付が減額される。

c 給付期間

通常は26週を上限として支給される。ただし、州における失業率が高い場合には州が定める基準に基づき延長給付 (extended benefits) として13週間又は20週間給付期間が延長されることとされており、同規定に基づき現在20週追加で支給されている。またEUC 2008により⁴²⁾、53週間追加で給付され、合計で99週間まで給付される。

d 給付に際しての手続き

新規の給付申請の際にはインターネット又は電話から年中無休で申請が可能である。また、翌週以降は、毎週インターネット (年中無休) 又は電話 (社会保障番号 (Social Security Number) により月曜日から火曜日及び日曜日以外の週5日) から申請を行うことで毎週給付を受けることができる。(給付を受ける際には毎週申請を行わなければならない。)

(5) ノースカロライナ州における独自の失業保険給付

ノースカロライナ州では、事業主の都合で労働時間が短時間になった場合、事業主からの申請により給付を行っている。

a 雇用者のための受給申請 (attached claims)

雇用されているが、事業主の都合でフルタイムの仕事が提供されず、労働時間が週3日 (あるいは週の所定労働時間の60%) 未満である者に対し、失業保険と同様の給付が行われるもの。給付額、給付期間は失業保険と同様だが、申請は事業主が行う点と、求職活動が不要である点が一般的な失業保険と異なる。

3 ワシントン州における失業保険制度

(1) 管理運営主体

州雇用保障局 (Employment Security Department) が管理運営する。

(2) 対象労働者

基本的に全ての労働者を対象とする (連邦政府職員などは除く)。対象とならない者としては、

- 小規模農業経営者 (各四半期における給与総額が2万ドルを下回り、かつ従業員が10人未満) の場合における経営者の家族 (配偶者及び18歳未満の子供) 及び学生アルバイト
- 有限会社の所有者

■ 41) 18ページ脚注35) を参照のこと。

■ 42) 2010年12月現在2012年1月3日までの措置とされている。

■ 43) これらは学生や短期労働者に対するビザである。

- 独立事業者 (independent contractor)
 - ビザ区分F, H-2A, H-2B, H-3, J⁴³⁾で入国している者
 - 教会で働く者
 - 不動産のエージェント・ブローカー
- 等であり、これらに該当しない場合は一時的な労働や、パートタイム労働であっても対象である。

(3) 保険税

保険税は全額事業主負担で、保険税率は過去4年間に当該事業主を解雇された者に対する失業保険給付実績により算定され、課税対象賃金(2010年においては従業員1人当たり年36,800ドル⁴⁴⁾を上限とする)の0.98%~6.03%の範囲で定められる。

失業保険税の州平均税率は、2010年会計年度(2009年10月~2010年9月)において、課税対象賃金の2.17%、賃金総額の1.26%である。

(4) 連邦法に基づく失業保険給付

a 失業保険受給要件

失業保険の受給には、以下の全ての要件を満たす必要がある。

- 直近5四半期の最初の4四半期⁴⁵⁾の算定期間(base year)に680時間以上失業保険にカバーされる職に就いていた者。なお、条件を満たさない場合には、直近4四半期を算定期間として申請することができる。
- 完全又は部分的に失業していること。
- 自らの過失による失業でないこと (no fault of

your own)。

- 職に就くことができ、就く意志があること。ただし、当局から認可を受けた職業訓練⁴⁶⁾を受けている場合は除く。
- 米国民でない場合、就労が認められており、算定期間においても就労が認められている者。
- 当該週において賃金を一定以上得ていないこと。

b 給付額

2009年7月5日以降に申請された給付については、算定期間における各四半期賃金の最も高いものと2番目に高いものの平均に3.85%を掛けたものが毎週給付される給付額となる。(ただし最高給付額として560ドルが、最低給付額として週当たり州平均賃金の15%(直近では133ドル)が設定されている。)⁴⁷⁾ 待機期間は1週間。

受給した週にパートタイムで働いた場合、(収入-5ドル)×75%が給付額から控除される。受給開始から1年間における給付額の上限として、算定期間の年収の1/3又は週当たり給付額の26倍のいずれか低い額が定められているが、EUC 2008及び州による延長給付(extended benefits)はこの上限に関わらず支給される。

c 給付期間

通常は26週間を上限として支給される。ただし、州における失業率が高い場合には州が定める基準に基づき延長給付(extended benefits)として13週間又は20週間給付期間が延長されることとされてお

■ 44) 州における平均賃金で、毎年変わる。

■ 45) 例えば、2010年5月に失業保険を申請した場合には、2009年1月~12月を算定期間とする。

■ 46) ワシントン州では当局から認可を受けた職業訓練を受けつつ、通常の失業給付を受けることができる制度として、長官認可訓練(Commissioner-Approved Training)がある。(失業給付の支給期間の延長等は特に行われない。)対象となる者の条件は、失業給付の受給要件を満たしており、以下の条件のいずれかを満たす者である。

- ・ 有する技能を必要とする職種の需要が低い、あるいは労働者の供給が多いため職を得る可能性が低い、又は
- ・ 技術革新によりレイオフされた、又は
- ・ 病気や怪我などによりこれまでの職務経験や技能を生かした職に就けないことを示すことができる

対象となる訓練の条件は

- ・ フルタイムであること
- ・ 労働市場において就労機会が十分高い職種に就くための技能の訓練を提供すること
- ・ 学士以上の学位を取得することを主眼としていないこと
- ・ 一般的に短期間であること。(失業保険給付期間より訓練期間が長い場合には、十分な資力があることを証明しなければならない)となっている。

■ 47) 18ページ脚注35)を参照のこと。

り、同規定に基づき現在20週追加で支給されている。またEUC 2008により⁴⁸⁾、53週間追加で給付され、合計で99週間まで給付される。

d 給付に際しての手続き

新規の給付申請の際にはインターネット又は電話から申請が可能である。給付申請の次の週以降（日曜日の0：01から）毎週インターネット又は電話から申請を行うことで毎週給付を受けることができる。（給付を受ける際には毎週申請を行わなければいけない。受付は日曜日の0：01から週における最後の平日（通常は金曜日）の17：00までである。当該期間中は24時間申請が可能である。）

(5) ワシントン州における独自の失業保険給付

ワシントン州では、上記で述べた失業保険給付に加え、独自に付加的な給付を行っている。

a ワークシェアリング

(The Shared-Work Program)

フルタイム⁴⁹⁾で働く従業員の労働時間を減らした際に、給与喪失分を失業給付で補填するものである。ワシントン州で登録後6か月以上を経た事業主で、対象となる労働者の労働時間を10～50%削減した場合を対象としており、削減期間の上限は1年間

である。対象となる労働者は、以下の全ての要件を満たす者である。

- フルタイムの時間給労働者であること。
- 前の四半期において、申請した事業者の下で460時間以上就労したこと。
- 失業保険の受給資格を有すること。
- 申請した事業主から求められた時間分の労働を働く意思があり、働くことが可能である者。

なお、季節労働で季節外となったため労働時間を削減した場合やパートタイム労働者を伝統的に用いている（traditionally uses）事業主は対象外である。給付額は、失業保険給付額に削減された労働時間の割合を掛けた額である。（例えば、20%労働時間が削減された場合、労働者が失業した場合に支給する額の20%が支給される。）

これに類似したプログラムはワシントン州含め全米18州で実施されている。全米におけるこれらのプログラムの受給者数は2010年5月29日までの1週間で60,511人である。（資料出所：連邦労働省雇用訓練局“UI Weekly Claims”）

b 失業保険給付の対象となる認定訓練等

ワシントン州では自営業開業支援プログラムの支援などが失業保険給付の対象となっている。詳細は50ページ5(8)のコラムを参照のこと。

(2) 貿易調整支援

(Trade Adjustment Assistance : TAA)

a 制度の概要

貿易調整支援(TAA)は、外国からの輸入増加又は製造現場の海外への移転の影響で失業した労働者や企業に対する支援制度である。貿易調整支援(TAA)には労働省が所管する労働者向け支援以外にも、商務省が所管する企業向け支援(Trade Adjustment Assistance for Firms)、地域向け支援(Community Trade Adjust-

ment Assistance)と農務省が所管する農家向け支援(Trade Adjustment Assistance for Farmers)がある。以下では労働省が所管する労働者向け支援制度のみについて触れる。2009年2月に成立した2009年貿易及びグローバル化に伴う調整・支援法(Trade and Globalization Adjustment Assistance Act of 2009⁵⁰⁾)により2009年5月18日以降2010年末まで⁵¹⁾の申請に関しては対象者・給付が拡充された。この項は、上記時限措置が行われている状態の内容を記載している。

■ 48) 2010年12月現在2012年1月3日までの措置とされている。

■ 49) 州法上は週35時間以上40時間以下働く者とされている。

■ 50) 2009年米国再生再投資法のDivision B, Title I。

■ 51) 2010年12月に成立した2010年総括的貿易法(Omnibus Trade Act of 2010)によりこの時限措置は2011年2月12日まで延長された。

b 根拠法令

1974年貿易法 (Trade Act of 1974) である。

c 管理運営主体

連邦労働省雇用訓練局 (Employment and Training Administration) が管理運営する。労働者への窓口業務は州政府が担当する。

d 財源

原則として連邦政府の一般会計 (general fund) から各州に割り当てられる補助金で賄われる。各州に対する補助金の額は直近4四半期の給付対象者の実績等に基づき算出される。

e 制度の対象者

輸入増加等の貿易関連の理由により (trade-related) 解雇された者又は解雇通告を受けた者が対象である。

f 受給要件

給付を受けるためには解雇又は解雇通告を受けた者が貿易調整支援 (TAA) の対象者であるとして認定を受ける必要がある。認定を受けるには、以下の(a)~(c)に全て該当する必要がある。

(a) 勤務していた企業が製品を製造しているかサービスを提供している場合、又は勤務していた企業が政府機関でサービスを提供している場合であること

(b) 申請をした日までの12か月間において解雇されたあるいは解雇通告を受けた者が50人未満の事業所 (group) の場合は3人以上、50人以上の事業所の場合は5%以上いること

(c) 以下ア~カのいずれかに該当すること⁵²⁾

- ア 物又はサービスの輸入の増加が、企業の同等ないし競合する物・サービスの売上の減少、解雇・解雇通告の大きな要因となっていること
 イ 企業が提供するサービスを用いて製造される

物と同等ないし競合する物の輸入の増加が売上げの減少、解雇・解雇通告の大きな要因となっていること

ウ 企業が製造する部品を用いる物と同等ないし競合する物の輸入の増加が、売上げの減少、解雇・解雇通告の大きな要因となっていること

エ 物の製造、サービスの提供が米国外に移転したことが解雇・解雇通告の大きな要因となっていること

オ 貿易調整支援 (TAA) の対象となった企業に対する納入業者、下流部門としての取引喪失が売上げの減少、解雇・解雇通告の大きな要因となっていること

カ 政府機関による米国外からのサービス調達が解雇・解雇通告の大きな要因となっていること
 なお、上記に関わらず勤務先企業が米国国際貿易委員会 (International Trade Commission) により貿易で損害を受けたと認定された場合には対象となり得る。

貿易調整支援 (TAA) の申請は労働者3名以上、若しくは企業、労働組合、州の雇用部局など指定を受けた者が連邦労働省に対して行う。集団が貿易調整支援 (TAA) の対象として認定を受けた後、各個人は州の雇用担当窓口にて給付申請する。

対象となる労働者は、申請日の1年前から認可日の2年後までの間に解雇された又は解雇通告を受けた者で、解雇された企業にて解雇されるまでの52週間のうち26週間において週給30ドル以上の給与があった者。

8 給付内容

フルタイムの職業訓練を受講した場合、失業保険の給付が切れた後、最大で失業保険の給付期間と合わせて130週 (事前訓練⁵³⁾ を受ける場合には最大156週) の貿易再調整手当 (Trade Readjustment Allowances : TRA) を受給することができる⁵⁴⁾。支給額は失業保険給付額と同額である。なお、近いうちに再雇用されると考えられる場合、保有する技能により早期の就職がで

■ 52) 貿易調整支援 (TAA) の拡大に意欲を示していたオバマ大統領が就任した後の2009年の改正により時限措置として対象が拡大された。

■ 53) 職業訓練を受けるに当たり必要な知識・技能がないと見なされる場合に行う訓練。

■ 54) 貿易調整支援 (TAA) の認定を受けた日又は解雇された日のいずれか遅い日から26週以内に訓練を開始する必要がある。なお、EUC 2008などの延長措置が実施されている場合には延長措置が優先される。(法律上、解雇された職歴に基づいた失業保険が受給できる場合には貿易再調整手当 (TRA) は受給できない。(U.S. Code Title 19 Sec.2291(a)(3)(B), 2292(d))

きると判断された場合、年金の受給権が2年以内に発生する場合、健康上の事由や空きがない等により訓練が受けられない場合、対象労働者に適した訓練が存在しない場合には州当局の判断により訓練を受けなくても手当の受給が可能である。

さらに、求職費用として経費の100%（最大1,500ドル）、引越費用として経費の100%（最大連邦政府職員に認められている基準額まで）及び最大1,500ドルの一時金再就職支援等のほか、保険料の80%相当の医療保険税額控除（Health Coverage Tax Credit：HCTC）⁵⁵⁾を受ける事ができる。

50歳以上の者は再雇用貿易調整支援（Reemployment Trade Adjustment Assistance：RTAA）を受ける事ができる⁵⁶⁾。これは①フルタイムで勤めている、②週20時間以上勤務をしており、かつ貿易調整支援（TAA）プログラム認定の訓練を受けている、の①②いずれかを満たす者で、かつ年収が55,000ドル未満の者に対し、解雇前の年収と現在の年収の差額の50%を2年間、最大で12,000ドル給付するものである。

h 給付実績

2010年6月末までの1年間で232,669人となっている。（資料出所：連邦労働省雇用訓練局“Quarterly Workforce System Results”⁵⁷⁾）

(3) 補足的栄養支援事業（Supplemental Nutrition Assistance Program：SNAP）

a 制度の概要

補足的栄養支援事業（SNAP）は、かつて食料スタンプ（food stamp）と呼ばれていた事業である⁵⁸⁾。

b 根拠法令

2008年食料・栄養法（Food and Nutrition Act of

2008）である。

c 管理運営主体

連邦農務省（USDA）食料・栄養サービス局及び州政府が管理運営する。農務省は上記法令及び受給資格、給付水準、運営上の規則を定めた連邦規則に基づき制度を所管するとともに、給付カードを使用できる小売店・農家による直売店（Farmer's Market）の指定、各州が実施する事業の監督を行う。各州政府は各州における事業の運営を行っており、受給の可否の判定は各州において実施されている。

d 財源

連邦政府の財源による。州の負担は制度の運用の負担にとどまる。

e 制度の対象者

資産・所得が一定額未満の米国市民及び有資格外国人⁵⁹⁾（原則として、米国に5年以上滞在している者又は障害を事由とする給付を受けている者、又は18歳未満の者）。非移民ビザで滞在している者に対しては給付されない。

f 受給要件

制度の支給対象者となるには、原則として資産要件、控除前の総所得（gross income）要件、控除後の純所得（net income）要件、就労要件を満たす必要がある。

(a) 資産要件

世帯資産は2,000ドル未満である必要がある。（ただし世帯員に60歳以上の者又は障害者が含まれる場合には3,000ドル。）なお、自宅及びそれに付随する土地、家具は含まれない事とされている。また、2008年の改

■ 55) 医療保険税額控除（HCTC）の詳細については、35ページ3(5)cを参照のこと。

■ 56) 2009年改正前は代替的貿易調整支援（Alternative Trade Adjustment Assistance: ATAA）と呼ばれていた。2009年改正により、時限措置として貿易調整支援（TAA）の訓練が受講可能となったほか、手続の簡素化、給付の拡大が行われている。

■ 57) 連邦労働省雇用訓練局ホームページ（<http://www.doleta.gov/performance/results/Reports.cfm?etaqr>）参照。

■ 58) 2008年10月に2008年農業法（正式名称は2008年食料・保全・エネルギー法（Food, Conservation, and Energy Act of 2008））が施行されたことにより、これまで1977年食料スタンプ法に基づき実施されていた食料スタンプ事業は2008年食料・栄養法（Food and Nutrition Act of 2008）に基づき、補足的栄養支援事業（SNAP）として実施されることとなった。なお、州により名称は異なり、州によってはfood stampという名称を引き続き使用している場合もある。

■ 59) 有資格外国人（Qualified alien）とは、永住者、難民及び移民局や国土安全保障省によって少なくとも1年間の臨時入国許可を受けている者を指す。

正により年金積立口座の大部分は含まれないこととされた⁶⁰⁾。また自動車の所有に関しても実質価値（市場価格からローン残高を差し引いたもの）が1,500ドル未満の車両、及び市場価格が4,650ドル未満の車両は18歳以上の世帯員1人⁶¹⁾につき1台が資産に含まれないとする措置がとられている。

なお、貧困家庭一時扶助（TANF、以下「TANF」と言う。）及び補足的所得保障（SSI）⁶²⁾の受給者の資産は考慮されない。⁶³⁾

(b) 控除前の月間総所得要件

控除前総所得は、勤労による所得（税控除前、自営業者の場合には認められた範囲の必要経費を控除後）及び勤労によらない所得（補足的所得保障（SSI）、TANF（詳細については、27ページ3(4)参照。）、年金、失業保険給付を含み、医療・保育を対象とした援助給付、光熱費援助、災害時援助は含まない。）とされている。支給対象となるには総所得が連邦貧困ガイドライン⁶⁴⁾の130%以内である必要がある。なお、世帯員全員が補足的所得保障（SSI）又はTANFを受給している場合には、（総所得・下記(c)における純所得共に）所得基準を満たしていると判定される。また、60歳以上の者又は障害者が世帯に含まれる場合には、純所得のみ基準を満たしていればよい。

(c) 控除後の月間純所得要件

(b)における月間総所得から、下記ア～オ等を引いた額（純所得：net income）が連邦貧困ガイドラインの100%以内であること。

ア 勤労所得の20%

イ 世帯員に応じた控除額（1人～3人で142ドル、4人で153ドル、5人で179ドル、6人以上で

205ドル⁶⁵⁾）

ウ 世帯員が就労するにあたって、必要な被扶養者のケアに要するコスト（2歳未満の子1人につき月200ドル、その他の者1人につき175ドル。州の裁量により18歳未満の者についてはこの上限額を設定しないことができる。）

エ 高齢者及び障害者における医療費の自己負担のうち月35ドルを超えた部分

オ 上記ア～エ等の控除を差し引いた後の所得に対し、居住費用（光熱費、住宅ローンの支払い、住宅所有に係る税を含む）が50%を超える場合には、50%を超えた部分。ただし、世帯に高齢者・障害者が含まれない場合には最大で458ドル⁶⁵⁾。

〈表1-2-11〉 SNAPに係る所得の上限
(2010/10/1～2011/9/30)

(単位：ドル)

世帯員数	世帯総所得（月額） (連邦貧困ガイドラインの130%)	世帯純所得（月額） (連邦貧困ガイドラインの100%)
1	1,174	903
2	1,579	1,215
3	1,984	1,526
4	2,389	1,838
5	2,794	2,150
6	3,200	2,461
7	3,605	2,773
8	4,010	3,085
8人以上	1人増加ごとに+406ドル	1人増加ごとに+312ドル

注) アラスカ、ハワイを除く48州及びワシントンD.C.における水準である。

(d) 就 労

16～60歳の健常者は就労するか、各州（又は下部組織）が行う職業訓練プログラムに参加しなければならないとされている。特に被扶養者のいない18歳～50歳の者は、障害などにより就労ができない、失業保険を受給している場合などを除き、週20時間以上就労、訓練プログラムに参加又は州・地方政府が提供する就労

■ 60) 確定給付型や確定拠出型などを含む。詳しくは連邦農務省食料・栄養サービス局ホームページ (<http://www.fns.usda.gov/snap/rules/Memo/2002/pensions.htm>) を参照のこと。

■ 61) 18歳未満の世帯員が通勤及び求職活動に用いる場合には、その世帯員1人につき1台が追加で認められる。

■ 62) 11ページ脚注1) を参照のこと。

■ 63) ただし、カリフォルニア州の補足的所得保障（SSI）受給者には補足的栄養支援事業（SNAP）の受給資格はない。これはカリフォルニア州が補足的栄養支援事業（SNAP）に置き換わる形で（in lieu of）独自の付加給付を実施しているからである。詳しくは連邦農務省食料・栄養サービス局ホームページ (http://www.fns.usda.gov/snap/applicant_recipients/eligibility.htm) を参照のこと。

■ 64) 連邦貧困ガイドライン（Poverty Guidelines）とは、行政上使用指標として、連邦保健福祉省が連邦貧困基準（Poverty Thresholds: 商務省センサス局が統計上貧困者を把握するために使用している）をもとに決めているもの。連邦貧困ガイドラインと連邦貧困基準の詳細については、保健福祉省ホームページ (<http://aspe.hhs.gov/poverty/faq.shtml>) を参照のこと。

■ 65) アラスカ・ハワイを除いた48州及びワシントンD.C.における額。

プログラム⁶⁶⁾に参加しない場合には、36か月の期間のうち3か月しか補足的栄養支援事業 (SNAP) を受給できない。⁶⁷⁾なお、いずれの場合も、貧困家庭一時扶助 (TANF) や失業保険を受給している場合には、この就労要件を満たす必要はない。

(e) 州の裁量による給付要件の緩和

連邦規則集 (Code of Federal Regulations : CFR) では、州がTANFの給付目的⁶⁸⁾を達成するための現金給付に依らないサービスをTANF財源から提供する場合、これらサービスの提供を受けた者に対し各州は広範的な属性による給付条件 (Broad-based Categorical Eligibility) に基づき上記で述べた条件より緩やかな補足的栄養支援事業 (SNAP) の支給要件を課すことができるとされている。⁶⁹⁾具体的には、TANF財源(連邦政府による包括交付金若しくは州政府による支出) による二親世帯の維持促進や、婚外出生の防止⁷⁰⁾などに関するフリーダイヤルの設置やパンフレットの提供などを州が実施した場合には、当該事業の対象者について、当該州は資産要件の撤廃、総所得要件の (連邦貧困ガイドラインの200%までの) 緩和といった支給要件の緩和を行うことができる。上記規定による緩和措置は2010年11月8日現在、37州及びワシントンD.C.にて行われている。

g 支給額・支給期間

世帯人員ごとに決められた最大支給月額から、25ページ(3) f (c)で求めた月額世帯純所得の30%を引いた額が毎月電子給付移行カード (EBT : Electronic Benefits Transfer card) に振り込まれ、指定された店で食料等の購入をすることができる。支給期間は特に定めがなく、支給要件を満たしている限りは支給を受け続けられる。なお、支給額は2009年アメリカ再生再投資法に

より、2009年4月から1人世帯の場合24ドル、4人世帯の場合80ドル引き上げられている。

例えば、世帯純所得が月1,150ドルの4人世帯の場合、668ドルから、1,150ドル×30%=347ドル(端数繰り上げ) を引いた321ドルが毎月振り込まれる。

電子給付移行カード (EBT) で購入が可能な商品は、食料及び栽培することにより食料を得ることができる植物 (種を含む) である。ただし、店内で食べることを目的とした食料や、調理済みの暖かい食料 (hot foods) は購入できない。アルコール飲料、たばこ、食用にならないもの(ペットフードを含む)、栄養剤、薬品も購入できない。

〈表1-2-12〉 最大支給月額 (2010/10/1~2011/9/30)

(単位:ドル)

世帯人員	世帯純所得
1	200
2	367
3	526
4	668
5	793
6	952
7	1,052
8	1,202
8人以上	1人増加ごとに+150ドル

注) アラスカ、ハワイを除く48州及びワシントンD.C.における水準である。

h 給付実績

2010会計年度平均で約4,030万人、約1,861万世帯が受給し、給付総額は約647億ドル (いずれも速報値) である。なお、2008年以降受給者数は増加傾向にあり、2010年10月の受給者数は約4,320万人 (速報値) となっている。(資料出所: 連邦農務省食料・栄養サービス局 “SNAP Monthly Data”⁷¹⁾)

■ 66) 2008年食料・栄養法においてワークフェア・プログラム(workfare program)と呼ばれているプログラムで、社会扶助の受給者に対し、給付の見返りとして有給(最低賃金以上とされる)の労働を求めるプログラム。
 ■ 67) アメリカ再生再投資法(The American Recovery and Reinvestment Act)により、2009年4月1日から2010年9月30日の間、各州は18~50歳の被扶養者のいない健康者に対する上記給付制限を行わないことができる。また、失業率が高い州においてもこの制限を課さないことが可能である。(連邦規則集 Title 7 Sec.273.24(f)(2))
 ■ 68) TANFの給付目的の詳細については27ページ3(4)を参照のこと。
 ■ 69) 連邦規則集 Title 7 Sec.273.2(j)(2)。なお、貧困家庭一時扶助(TANF)に基づく連邦政府からの包括交付金の大部分は州の裁量により支出できる。詳しくは27ページ3(4)を参照のこと。
 ■ 70) これらは貧困家庭一時扶助(TANF)を規定している社会保障法Sec. 401に目的として挙げられている。詳細は27ページ3(4)を参照のこと。
 ■ 71) 連邦農務省食料・栄養サービス局ホームページ (<http://www.fns.usda.gov/pd/34SNAPmonthly.htm>)参照。

(4) 貧困家庭一時扶助(Temporary Assistance for Needy Families : TANF)

a 概要

貧困家庭一時扶助 (TANF) は、州政府が児童や妊婦のいる貧困家庭に対して現金給付を行う場合に、連邦政府が州政府へ包括交付金給付を行うものであり、1996年個人責任及び就労機会調整法 (Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996) などによる1996年の福祉改革の一環として創設された制度で、同改革で主目的とされていた「福祉から就労へ」を促進することを目指している。

財政的には、州の裁量により連邦政府からの交付金の使途の大部分を定めることができるようになり、社会保障法第401条(a)に挙げられている以下の4つの目的

- ① 児童が自宅又は親族居宅において養育されるよう貧困家庭に扶助を提供する。
- ② 就労準備、労働及び婚姻を促進し、貧困な状態にある親が政府の給付に依存することをやめさせる。
- ③ 婚外妊娠の発生を予防し減少させるとともに、これに係る年次数値目標を設定する。
- ④ 両親のそろった家庭の形成と維持の促進。
を満たすプログラムにも使えることとなった。⁷²⁾

児童や妊婦のいる貧困家庭に対する現金給付を含め給付の内容については州が独自に定めることができる。一方、州政府は連邦政府に対して貧困家庭一時扶助計画 (TANF Plan) を提出し、州が以下の目標をどのように達成するかについての概要を示すこととされている。

- ① 要扶助世帯で就労支援サービスを受ける親に対して、現金を扶助するための施策をどのように実施運営するか。
- ② 24か月の受給期間の後、受給者たる親に対しどのように州の定める就労を行うよう要請するか。

- ③ 就労活動への参加を、成人受給者の一定割合までどのように高めるか。
- ④ 婚外妊娠の発生を予防し減少させるための目標設定と活動をどのように行うか。
- ⑤ 他州から転居してきた世帯を対象とするか (対象とする場合にはその内容)。
- ⑥ 非市民への救済を行うか (行う場合にはその内容)。

b 根拠法令

社会保障法 (Social Security Act) 第4編である。

c 管理運営主体

各州政府が主体となって管理運営している。連邦保健福祉省児童家庭局 (Administration for Children and Families) が監督を行っている。州によってはさらに郡 (county) に業務の一部を委任している場合もある。

d 財源

連邦政府の連邦貧困家庭一時扶助包括交付金 (Federal TANF Fund、以下「連邦TANF包括交付金」と言う。)⁷³⁾と州の支出を財源とする。州による支出は貧困家庭一時扶助に関する維持努力 (Maintenance of Effort : MOE)⁷⁴⁾支出とそれ以外の一般的な支出に分けられる。維持努力 (MOE) 支出とは各州に対し給付水準の維持を促すために、連邦TANF包括交付金による助成を受けるために連邦政府が課した一定の基準を満たす州政府支出⁷⁵⁾である。

e 対象者

児童や妊婦のいる貧困家庭が対象である。なお、具体的な対象者は一定の制約が設けられている。

f 受給要件

州により異なる。州政府は連邦TANF包括交付金の運

■ 72) 例としては、24ページ3(3)の補足的栄養支援 (SNAP) や43ページ4(2)の低所得世帯向け保育助成金制度 (CCDF) などを参照のこと。

■ 73) この包括交付金については2010年12月現在、2011年9月30日までの期間限定の措置とされている。

■ 74) この他の連邦包括金についても別個の維持努力 (MOE) 支出の規定を設けている場合がある (例えば43ページ4(2)低所得世帯向け保育助成金制度 (CCDF) を参照のこと)。

■ 75) 1994年の州政府による要扶養児童家庭扶助 (Aid to Families with Dependent Children : AFDC) 支出額の80% (貧困家庭一時扶助 (TANF) 受給者における就労率の条件を州が満たす場合には75%) 以上の支出を行わなければならないとされている。(社会保障法Sec.409)

用に関しては、aで述べた社会保障法第401条(a)に規定された4つの目標を達成する上で合理的と考えられるものであれば、住民のニーズに合致した事業を実施できる。

児童や妊婦のいる貧困家庭に対する現金給付に関して、連邦TANF包括交付金による給付を行う場合、連邦政府が州に対して求める要件として、

- 受給要件に受給開始後24か月以内に就労活動へ参加することを含めること。
- 就労活動義務を果たさない者へ給付の制限を行うこと。ただし、6歳未満の児童を抱えた一人親世帯が必要な保育等の児童ケアを受けられない場合には給付を制限しないこと。
- 60か月間支給を受けている成年（未成年の世帯主を含む）を含む世帯には連邦TANF包括交付金を用いた給付を行わないこと。ただし、著しく過酷な環境・境遇におかれている者（例えば家庭内暴力の被害者など）について、各州が基準を定めた上で、全受給

者の20%を超えない範囲で60か月以上の支給をすることが可能である。

が挙げられている。

8 給付内容等

州により異なる。州によっては連邦政府の施策の要件に合致しない貧困者等に対する公的扶助（これらは総称して一般扶助（General Assistance：GA）と呼ばれる）を州独自の財源を用いて実施し、貧困家庭一時扶助と一体的に運営している場合もある。

h 給付実績

連邦TANF包括交付金及び各州の維持努力（MOE）支出により2010年6月には、1,892,982世帯、4,519,314人（いずれも速報値）に対し給付が行われた。（資料出所：連邦保健福祉省児童家庭局“TANF Caseload Data”）⁷⁶⁾

1 ニュージャージー州の貧困家庭一時扶助及び貧困家庭一時扶助計画（TANF Plan）に基づく扶助

(1) 概要

ニュージャージー州の貧困家庭一時扶助（TANF）はワークファースト・ニュージャージー（Work First New Jersey：WFNJ）と呼ばれ運営されている。ニュージャージー州の扶助の特長は貧困家庭一時扶助（TANF）の対象外である扶養すべき子がない単身者及び夫婦に対しても一般扶助（GA）を提供していることである。また、ワークファースト・ニュージャージー（WFNJ）以外にも連邦TANF包括交付金や維持努力（MOE）支出等により様々な扶助支援が行われている。

(2) ワークファースト・ニュージャージー貧困家庭一時扶助（WFNJ/TANF）プログラム

a 管理運営主体

州福祉局（Department of Human Services）が監督を行い、州内の21郡（county）の福祉担当部局が管理運営している。

b 財源

一人親世帯の場合には連邦TANF包括交付金、二人親世帯の場合は州維持努力（MOE）支出が財源である。

c 対象者

子供を養育する低所得世帯であって米国民又は5年以上滞在している有資格外国人⁷⁷⁾が対象である。なお、親が対象者にならない場合や両親が世帯にいない場合で親戚や養育権を持った（実及び義理の親以外の）者が子供を養育している場合には、子

■ 76) 連邦保健福祉省児童家庭局ホームページ (http://www.acf.hhs.gov/programs/ofa/data-reports/caseload/caseload_current.htm) 参照。

■ 77) 原則として、米国に5年以上滞在している者又は障害を事由とする給付を受けている者、又は18歳未満の者、非移民ビザで滞在している者を除く。

についてのみ申請することもできる。また、家庭内暴力を受けた有資格でない外国人も受給できる場合がある。ここでいう子供とは、18歳未満の者及び19歳の誕生日までに高校・職業訓練学校を卒業する見込みの者をいう。

d 受給要件

申請時には以下の条件を満たす必要がある。

- 世帯所得が一定額未満(3人世帯の場合月636ドル未満)であること。
- 資産が2,000ドル未満であること。(ただし、世帯員が保有する自動車は考慮しない。)

給付開始後、給付を受け続けるためには以下の条件を満たす必要がある。

- eで計算された給付額が正の値になること。
- 資産が2,000ドル未満であること。(ただし、世帯員が保有する自動車及び個人開発口座(Individual Development Account: IDA)⁷⁸⁾の貯蓄は考慮しない。)

給付開始後、世帯主及び配偶者は週当たり最低35時間就業につながる活動を行わなければならない。うち20時間は有給の就業のほか、求職活動、就労体験、職業訓練、地域奉仕活動を行わなければならない。ただし、下記に該当する者は就業につながる活動をする必要がない。

- 60歳以上の者
- 妊娠7か月以上の者
- 生後12週間未満の育児に責任をもつ者
- 障害を持つか、重大な病気を持つ家族の世話をする唯一の者
- 認定を受けた医師により肉体的あるいは精神的に就業できないとされた者
- 家庭内暴力の被害者

e 給付額

3人家族の場合、1月当たり424ドルから純所得を

控除した額。ただし就労所得は、就労開始1月目については全額、2～7月目は75% (就労時間が週20時間未満の場合には50%)、8月目以降は50%が給付額計算上所得として考慮されない。また、就労所得の全額控除は12か月に一回のみしか使用できない。なお、給付開始時から10か月目以降に生まれた子供に関しては、給付額計算上世帯人数に含まない。(生まれなかったものとして給付額の算定を行う。)

就業につながる活動をしなければならないのにも関わらず、正当な理由無く活動をしていない場合には給付の一部が差し止められ、4か月目以降は受給権を失う。

なお、一時現金支援(Diversion cash assistance)として一度に最大1,550ドル(世帯人数に関わらず一定)を受け取ることもできる。この支援には回数制限はなく、受け取っても貧困家庭一時扶助(TANF)の受給権に影響はない。

f その他

貧困家庭一時扶助(TANF)及び下記(3)で述べる一般扶助給付(GA)の受給期間は一生涯に60か月までとされている。ただし、上記dで就労につながる活動を免除されている者や子供のみの給付についてはこの限りではない。

(3) ワークファースト・ニュージャージー一般扶助(WFNJ/GA (General Assistance))プログラム

a 概要

一般扶助はニュージャージー州独自の制度で、子供がいなくても一定の扶助を行うものである。就労可能である者に就労を促すとともに、就労が不可能である者に対し連邦制度の補足的保障所得(SSSI)⁷⁹⁾の受給を手助けすることも目的の一つとされている。

■ 78) 低所得者層を対象として、自治体やNPO、営利団体が運営する貯蓄口座制度で、用途は高等教育や職業訓練を通じた能力開発、住宅の取得、小規模ビジネスの起業、自動車の取得等に限定されている。本人の貯蓄に対し、州政府や企業、NPOなどがマッチング拠出を行うほか、金融に対する教育が本人に対し行われる。なお、加入者が一定の条件を満たす貯蓄口座制度に対しては、連邦保健福祉省から「独立のための貯蓄(Assets for Independence: AFI)」補助金が交付されている。

■ 79) 11ページ脚注1)を参照のこと。

b 管理運営主体

州福祉局（Department of Human Services）が監督を行い、州内の市町村又は各郡（county）の福祉担当部局が管理運営している。

c 財源

州の一般財源である。

d 対象者

低所得世帯である米国民又は有資格外国人が対象である。

e 受給要件

申請時には以下の条件を満たす必要がある。

- 世帯所得が一定額未満（1人世帯の場合月210ドル未満）であること。
- 資産が2,000ドル未満であること。ただし、世帯員が保有する自動車は考慮しない。

他の点は上記(2)ワークファースト・ニュージャージー貧困家庭一時扶助（WFNJ/TANF）と同様。

f 給付額

単身世帯の場合、就労可能と見なされる場合には最大月額140ドル。就労不能とみなされた場合には最大月額210ドル。

(4) 個人・家族に対する扶助支援（Supportive Assistance to Individuals and Families）プログラム**a 対象者**

上記(2)・(3)のワークファースト・ニュージャージー（WFNJ）プログラムの60か月を使い果たした者（期限の除外を受けた者を除く）のうち、ワークファースト・ニュージャージー（WFNJ）プログラムにおいて就職につながる活動に積極的に参加したが、職がない者。

b 給付要件

ワークファースト・ニュージャージー（WFNJ）プログラムの受給要件を満たし、かつ以下の条件のい

ずれかを満たすこと。

- ワークファースト・ニュージャージー（WFNJ）プログラム期間中12か月以上病気や猶予措置により就職につながる活動に参加しなかった、あるいは現在猶予措置を受けていること。
- 妊娠6か月以上であること。
- 非自発的失業又は保育施設が見つからない等のやむを得ない事情による離職であること。

c 給付内容

現金給付を最大24か月受ける事ができる。

(5) 補足的就労支援**（Supplemental Work Support）**

45ページ 4(3)のコラムを参照のこと。

(6) 州による育児費支援

43ページ 4(2)のコラムを参照のこと。

(7) その他

なおこの他に、ニュージャージー州では連邦貧困家庭一時扶助（TANF）包括交付金や維持努力（MOE）支出などにより、州所得税に対する勤労所得税額控除（EITC）などを実施している。詳しくは42ページ 4(1)のコラムを参照のこと。

2 ノースカロライナ州の貧困家庭一時扶助及び貧困家庭一時扶助計画（TANF Plan）に基づく扶助**(1) 概要**

ノースカロライナ州の貧困家庭一時扶助はワークファースト（Work First）と呼ばれ運営されている。なお、一部の郡は州政府の認可を受けた上で、一定の範囲内でより柔軟なプログラム設計をすることができる。以下では州政府が定めている基準について述べる。

(2) ワークファースト（Work First）**a 管理運営主体**

州保健福祉局（Department of Health and Human